

# 新型コロナウイルスによるインバウンドへの影響

## ～世界的な感染拡大から、960万人の減少を見込む

2020年4月2日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

投資調査第2部 研究員 荻島 駿

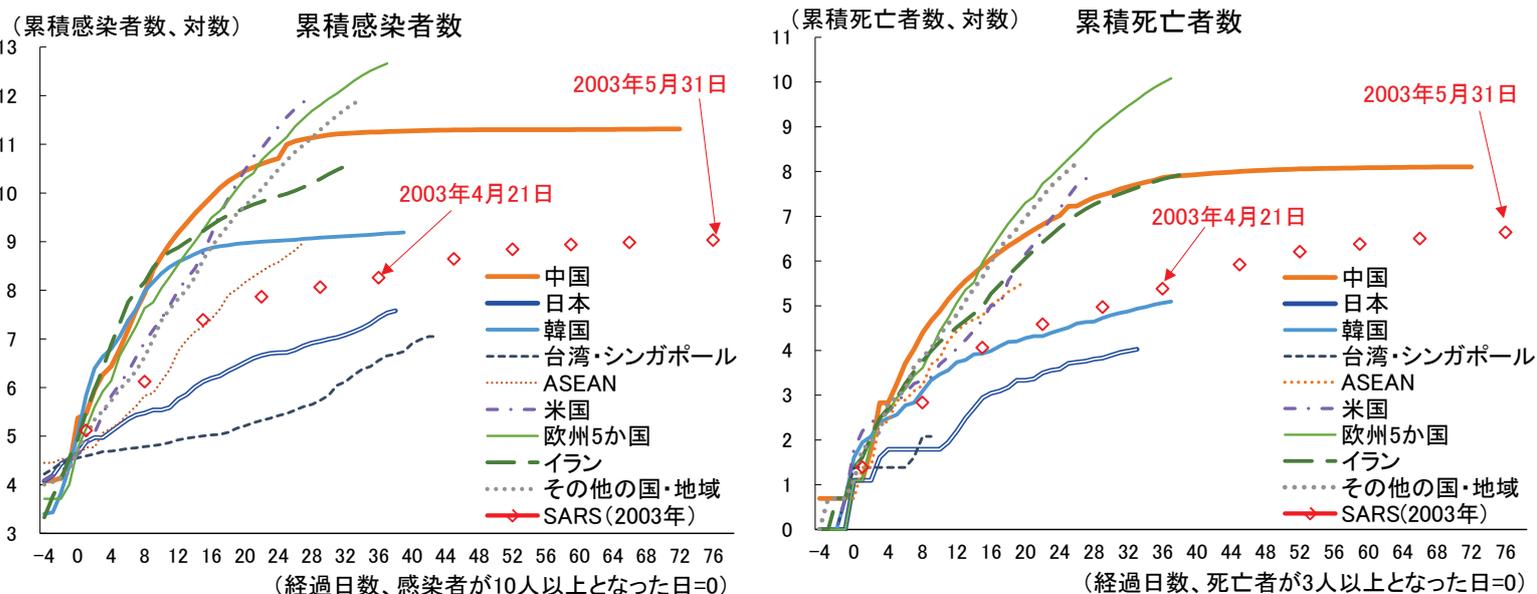
(E-mail: [ogishima@smtri.jp](mailto:ogishima@smtri.jp) TEL: 080-7207-4683)

- 3月3日に筆者が作成したレポート「[新型コロナウイルスで訪日旅行者は年間310万人減少のおそれ～SARS流行時との比較でみたインバウンドへの影響](#)」では、2003年のSARS流行時と同程度のインパクトを想定して試算を実施し、訪日旅行者が年間310万人(消費額では5,000億円弱)減少するという予測を示した。
- 今回は、その後の情勢の変化を踏まえて、3月～4月の訪日客が9割減少することを想定して予測を改定、結果として、2020年の1年間で訪日旅行者は▲960万人程度の減少(流行がなかった場合と比較して▲27%程度)、それに伴う旅行消費額の落ち込みは▲1.5兆円程度と見込む。
- 足下の状況を踏まえると、2月時点までと比較して、特に東南アジア諸国、欧州、米国における落ち込みが目立つ形となった。これらの国・地域からの訪日客は、東京・大阪といった大都市圏に多く訪れる傾向があり、これらの地域では今後の影響により留意する必要がある。

### ■ 足下の感染は欧米諸国で急拡大

はじめに、足下までの各国・地域の感染症流行の状況についてみてみよう(図表1)<sup>1</sup>。

図表1. 新型コロナウイルス感染症の主な国・地域における流行状況(※2020年3月31日時点)



(出所) WHO, European Centre for Disease Prevention and Control のデータをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) クルーズ船事例は除く。欧州5か国は、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペインの合計。ASEANはシンガポールを除く。中国は、香港・マカオを含む。SARSについては、2003年3月17日以降、概ね1週間毎の感染者数・死者数を掲載している。

<sup>1</sup> グラフは、水準が大きく異なっている各国・地域ごとの比較をしやすくするため、対数値で表現している。このため、グラフは上に行くほど目盛りが圧縮されており、またグラフの傾きが感染者数・死者数の増加率を表していることになる。

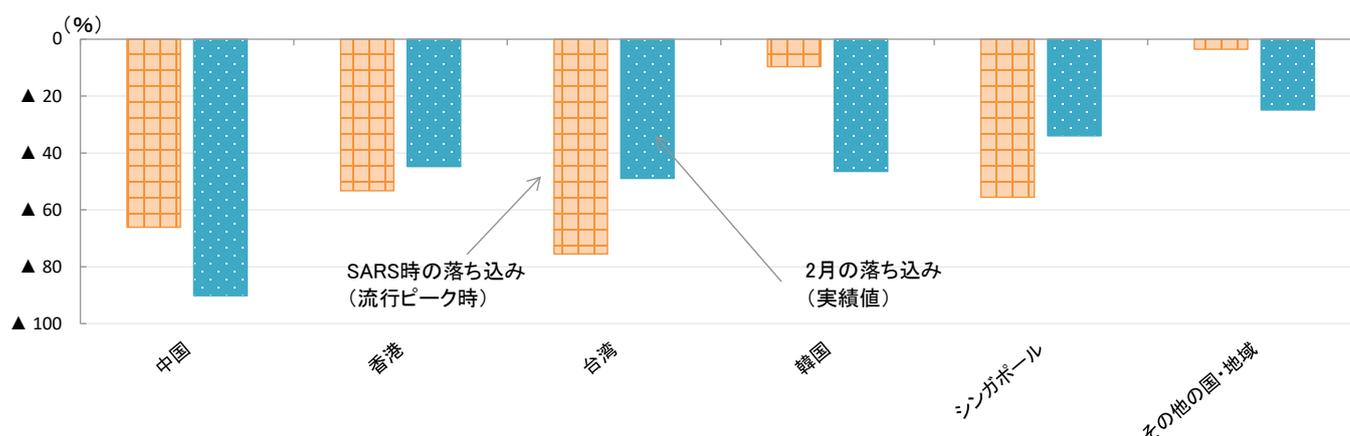
まず中国をみると、感染者数・死者数の増加ペースは鈍化しており、3月に入って以降の増加率はほぼゼロに近い。流行地域の封鎖や徹底した外出禁止が功を奏し、抑え込みに成功している可能性が高い。日本・韓国については、死者数で見れば中国と比較すると水準も増加ペースも穏やかである。韓国では広範囲に検査を実施し、日本では検査対象を最小限に絞る、といった対応方針の違いは当初みられていたが、日韓共にクラスター（集団感染）への徹底した対応等によって流行遅延に一定程度成功している可能性が高い。

一方で、イタリア・スペインを含む EU 諸国や米国では流行が急速に拡大し、足下では終息のめどが立っていない。また、欧州ほどのペースではないものの、インドネシア、フィリピン等 ASEAN での足下での影響の広がりも気がかりである。

## ■ 2月の訪日客数は、中国は大幅減

こうした中で、先に公表された JNTO「訪日外客数」から、2020年2月時点の実績値を振り返ってみよう（図表2）。筆者推計による「仮に流行がなかった場合」との比較でみると、中国の2月の訪日客数は▲90%超の減少と、SARS流行のピーク時（▲66%減）を大幅に上回る減少を示している。一方で他の国は、実績値で▲25%～▲49%と、大幅な落ち込みではあるものの、中国と比較すれば落ち込みは小さい。ただし、これは単に「2月中にはまだ完全に落ちきっていない」というだけであって、3月にはここから更に落ち込むことが見込まれる。

図表 2. 2月の訪日外客数(実績)



(流行がなかった場合との比較)		中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	その他の国・地域	計
2003年SARS時	(%)	▲ 66	▲ 53	▲ 76	▲ 10	▲ 56	▲ 3	▲ 60
2020年2月実績値	(%)	▲ 90	▲ 45	▲ 49	▲ 46	▲ 34	▲ 25	▲ 55

(出所) JNTO「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 数値は、当社推計による「仮に流行がなかった場合」の訪日客数と、実績値とを比較したもの。

## ■ 3月以降、各国は全面的な入国制限を実施

3月に入って以降、感染症の世界的な流行拡大を受けて、日本政府は広範な国に対して入国への制限を設けている（図表3、上図）。また、それ以外の国・地域でも、それぞれの政府が日本からの入国に対して大幅な制限を設けている（図表3、下図）。こうした状況は少なくとも4月末までは継続すると見込まれ、この期間は各国から日本への観光目的での入国はほぼゼロになると考えられる。

図表 3. 日本及び各国・地域における入国制限等の概要（※2020年3月31日時点）

◆日本政府における入国制限等	
3月9日～	中国・韓国からの入国者に対し14日間の待機を要請
3月21日～	欧州からの入国者に対し14日間の待機を要請
3月26日～	米国からの入国者に対し14日間の待機を要請
3月28日～	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア等からの入国者に対し14日間の待機を要請
3月31日～	上記を含む約50の国・地域を、近日中に入国拒否対象に加えることを発表
◆各国・地域の政府における入国制限等	
台湾	・外国人は、居留証やビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入境禁止(3月19日～)
オーストラリア	・豪州人等を除き、全ての人の入国を禁止(3月20日～)
インド	・国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止(3月22日～4月14日) ・全ての外国籍者に対する査証の効力停止(3月13日から4月15日) ・日本及び韓国国籍者への到着査証サービスを停止(3月22日から4月14日)

(出所)厚生労働省、外務省、各種報道等の公表情報をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

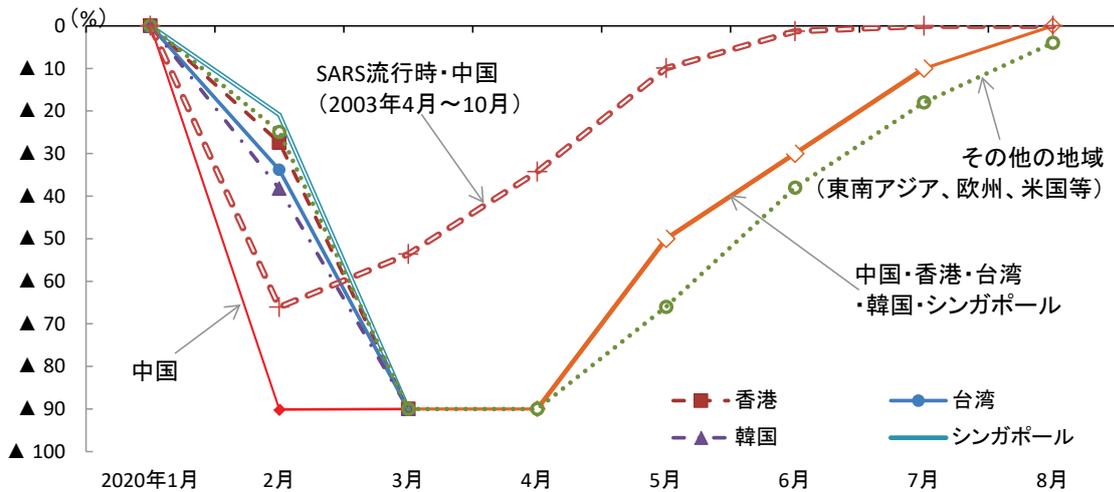
## ■ 予測値改定の結果、訪日外客数は▲960万人の減少

上述した足下までの状況を考慮して、インバウンドへの影響について改めて算出してみよう。具体的には、3～4月にかけては、国・地域を問わず訪日客が9割減少することを想定した。また、中国・韓国を含むアジア地域からの訪日客は5月以降徐々に回復していくことを想定したが、欧米からの訪日客への影響はより長期化することを見込んだ。算出方法の詳細は、下記のとおりとなる。

### <訪日外客数予測の前提>

- ベースとなる予測(仮に新型コロナウイルスの流行がなかった場合の予測値)は、2019年12月までの実績値をARIMAモデルにより延伸(実績値のトレンドを機械的に延伸したもの)。
- 2020年3月以降は、新型コロナウイルスの影響により、ベース予測に対して以下のインパクトが生じることを想定(図表4)。
  - **アジア地域(中国、韓国等)** 3月-4月:▲90%、5月:▲50%、6月:▲30%、7月:▲10%
  - **欧州・米国等** 3月-5月:▲90%、6月:▲50%、7月:▲30%、8月:▲10%
- 2020年2月の影響については、JNTO「訪日外客数」の実績値を反映。
- 韓国については、2019年夏以降の日韓関係悪化に伴う影響が、2020年末にかけて徐々に解消していくことを想定。
- なお、消費の減少額については、予測された訪日客数の減少額に、2019年における一人あたり消費額の実績(観光庁「訪日外国人消費動向調査」)を掛けることで算出した。

図表 4. ベース予測(仮に感染症流行がなかった場合)に対するインパクトの想定



(出所) 三井住友トラスト基礎研究所作成

今回想定した影響の度合いは、2003年のSARS流行時を大きく上回っており、結果として訪日客数への影響も、前回(3月3日時点レポート)を大きく上回る結果となった。具体的には、

- インバウンド全体での影響は、新型コロナウイルスがなかった場合と比較して、年間で約960万人の減少(▲27%)。またそれによる消費の落込みは約1.5兆円。
- 中国人旅行客の影響は、年間で約320万人の減少(▲28%)。またそれによる消費の落込みは約0.7兆円。

という試算結果が得られた(図表5、6)。この結果として、2020年の年間訪日外客数は、仮に年後半で復調した場合でも、前年の水準(3,188万人)を下回る可能性が高くなっている。

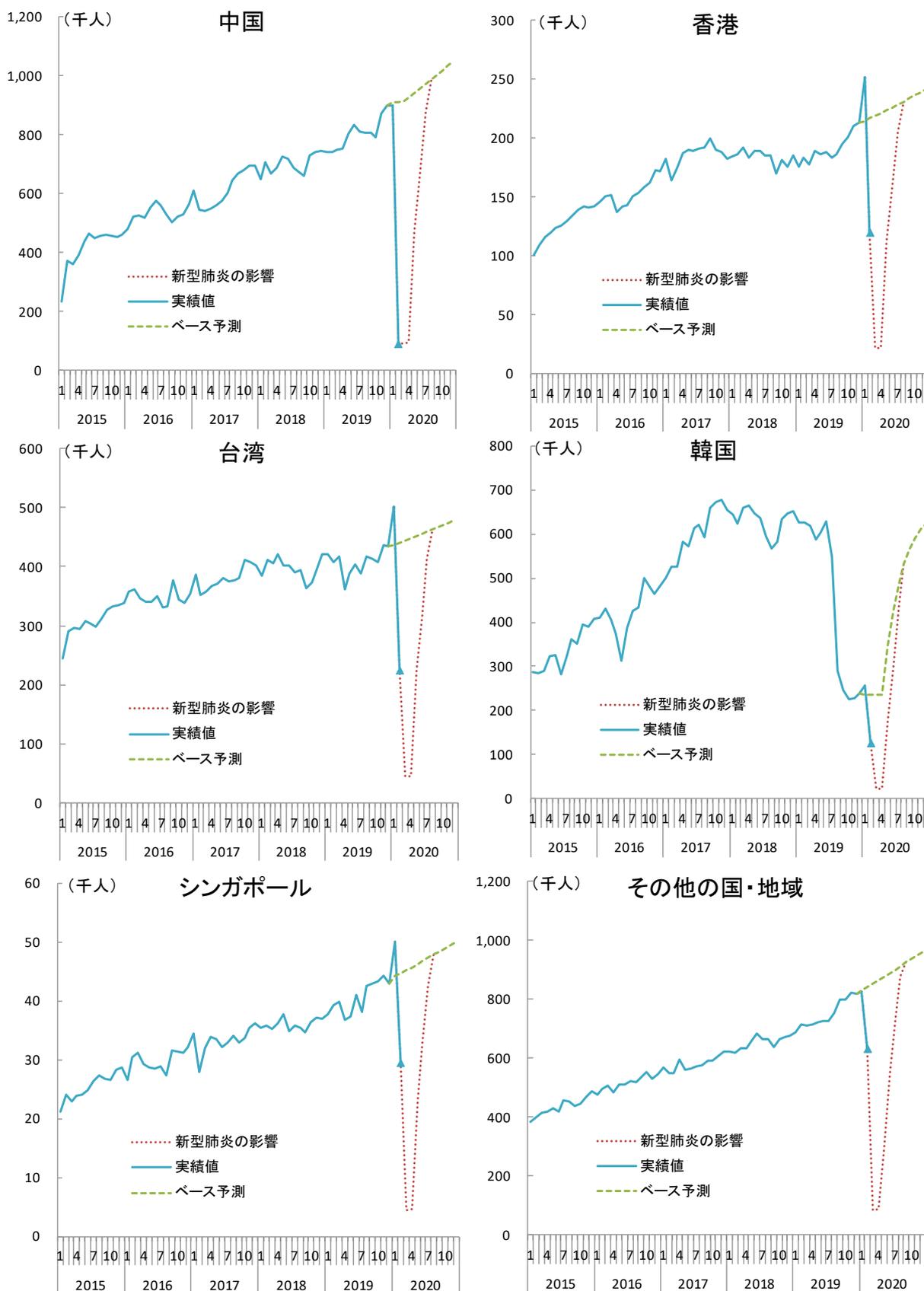
図表 5. 新型コロナウイルスによるインバウンドへの影響まとめ(2020年の1年間での影響)

		中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	その他の国・地域	計
① ベース予測 (新型コロナウイルスがなかった場合)	(100万人)	11.60	2.73	5.49	5.02	0.57	10.79	36.19
② コロナウイルスによる訪日客減少	(100万人)	▲ 3.2	▲ 0.7	▲ 1.4	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 3.3	▲ 9.6
③ コロナウイルスの影響度 (②/①)	(%)	▲ 28	▲ 25	▲ 26	▲ 17	▲ 23	▲ 30	▲ 27
訪日客による消費の減少 (②×一人当たり消費額)	(10億円)	▲ 687	▲ 105	▲ 169	▲ 65	▲ 23	▲ 542	▲ 1,523

(出所) 三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 消費の減少額については、予測された訪日客数の減少額に、2019年における一人あたり消費額の実績(観光庁「訪日外国人消費動向調査」)を掛けることで算出したもの。

図表 6. 新型コロナウイルスによるインバウンドへの影響予測



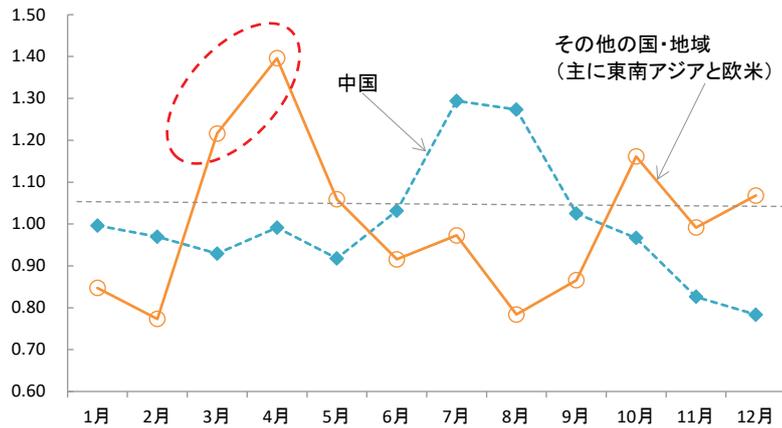
出所) 日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

注) 実績値は三井住友トラスト基礎研究所による季節調整値(～2020年2月)。ベース予測は2019年12月までの実績値をARIMAモデルにより延伸したもの。「新型コロナウイルスの影響」は、前項におけるインパクトを2020年3月以降想定して試算した結果。

■ 欧米・東南アジアの旅行者減少は、特に都市圏で打撃に

今回予測を大幅に下方改定した要因としては、3月中旬以降の台湾や東南アジア諸国での入国規制や、欧州、米国における流行拡大による影響が大きい。季節的にみた場合、中国人旅行者客が7-8月の夏にかけてピークになるのに対し、東南アジアや欧州、米国は3-4月がピークとなっている(図表7)ことから、3月中旬以降の入国規制は特に打撃になると考えられる。

図表7. 訪日旅客数の季節性

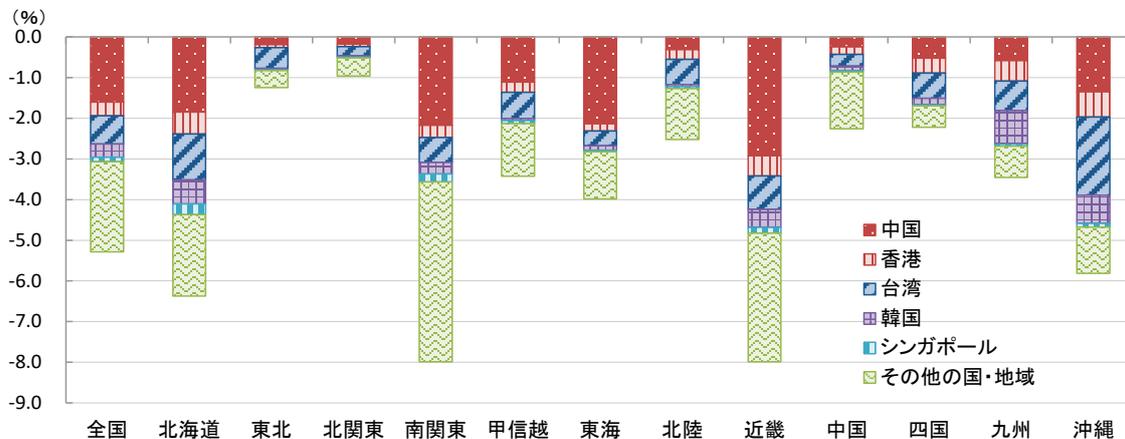


(出所) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

また、東南アジアや欧州、米国からの訪日客は、ビジネス目的での来日の比率が高く、結果として東京・大阪といった大都市圏を多く訪れる傾向にある。こうした状況を確認するために、今回予測した訪日客数の減少の影響を、地域ごとに振り分けてみてみよう(図表9)。具体的には、観光庁「宿泊旅行統計」における都道府県毎・国籍毎の宿泊者数(2019年)に、図表6における国毎の減少度(③の行)を掛けることで、都道府県毎・国籍毎の宿泊者の減少数を求めた(都道府県毎の減少度は同一と想定した)。

この結果、日本人も含めた旅行者(宿泊者)全体へのインパクトとしては、「南関東」及び「近畿」が、年間で▲8%程度の大幅な減少となった。年間の影響であるため数字自体は小さく見えるが、短期的な影響はこれ以上に大きく、さらに実際には日本人の自粛の影響も加わるため、留意する必要がある。

図表8. 訪日客減少による地域ごとの影響(日本人含めた宿泊数への影響、2020年内)



(出所) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「宿泊旅行統計」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 地域区分は、前掲図表3と同様(内閣府「景気ウォッチャー調査」による地域区分)。

## ■ 今後も見通しにくい状況が続く

今回の想定では、中国や韓国等からの訪日客の減少は、5月以降徐々に縮小していくことを見込んだが、実際にそうなるかは依然不透明な状況である。現状、中国は既に感染の抑え込みに成功しているように見え、また韓国や日本は感染の爆発的増加にはまだ至っていないものの、感染防止のための各種制限をいつまで行うべきかは、現時点ではっきりした出口が見えていない。

筆者の私見ではあるが、今後日本を含むこれらの国では、感染拡大のリスクの度合いと経済的な便益を天秤にかけた上で、感染リスクの高い大規模イベント等の自粛は続けつつも、それ以外の経済活動は徐々に平常に戻していくことになるのではないかと考えている。その際に海外からの観光客の「旅行」や「買い物」といった行動がどの程度制限されるべきかは、判断が非常に難しい。感染拡大によって閑散としているエリアに行くのであれば、リスクも相応に小さいものと思われるが、多くの人が同じことを考えた瞬間、そのエリアは危険な感染エリアになってしまう。入国者数や地域ごとの移動に一定の制限を設ける等の柔軟な対応も考えられるが、そうした対応を続ける限りは、何かのタイミングで爆発的な感染拡大が引き起こされるリスクと常に隣り合わせにあることになる。

ただし、仮に中国・韓国等の回復が数ヶ月以内に見込めたとしても、本稿で示したとおり経済的なインパクトは相応に大きい。加えて、こうした被害を受ける業種や地域についても（インバウンド以外による影響を含めても）、バラツキがあると考えられる中で、影響の大きい業種・地域に向けた丁寧な政策対応が今後求められるのではないだろうか。

## 【お問い合わせ】投資調査第2部

<https://www.smtri.jp/contact/form-investment/investment.html>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。